

## 大分市民図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市民図書館雑誌スポンサー制度(以下「雑誌スポンサー制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 大分市民図書館(以下「図書館」という。)では、市民閲覧の雑誌について、その購入費を企業等が負担し、広告媒体として利用することにより、図書館の雑誌購入費を節減し、他の図書資料の購入費に充てることとし、図書館サービスのさらなる向上を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者(以下「雑誌スポンサー」という。)が購入代金を負担する雑誌の最新号のカバーに広告を掲載し、当該雑誌を図書館利用者の閲覧に供することとする。

2 雑誌スポンサー制度の対象となる雑誌は、教育長が指定した雑誌のうちから、雑誌スポンサーが選定するものとする。

(雑誌スポンサー及び広告の対象)

第4条 雑誌スポンサーは、次に掲げる者のうちから教育長が認めたものとし、個人を対象としない。

(1) 企業(個人の事業者を含む。)

(2) 公共的団体

(3) その他前各号に掲げる者に準ずる者

2 雑誌スポンサー及び広告の内容は、図書館の公共性及び社会的信頼性を損なうおそれのないものとし、大分市広告料収入事業実施要綱(平成17年4月1日施行)第3条の規定に基づく、大分市広告料収入事業広告掲載基準(平成17年4月1日施行)を満たすものでなければならない。

(雑誌スポンサーの義務)

第5条 雑誌スポンサーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。

(2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。

(3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。

(4) 広告の内容等が教育委員会の指示又は前条第2項の基準に適合したものであること。

2 雑誌スポンサーは、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償

の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

3 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲出期間)

第6条 広告の掲出期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度の途中においては、教育長が掲出を決定した日の属する月の翌月の1日から当該年度の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、掲出期間満了の2ヶ月前までに、教育長又は雑誌スポンサーいずれかの広告掲出の中止の意思表示がない場合は、自動的に更新するものとする。

3 雑誌スポンサーは、年度途中において広告の掲出を中止することはできない。ただし、止むを得ない事情の場合はこの限りではないものとする。

(雑誌スポンサーの申込み)

第7条 雑誌スポンサーになろうとする者は、別に定めるところにより教育長に、申込みをしなければならない。

2 教育長は、前項の規定による申込みがあったときは、具体的な広告の内容等を審査し、適当であると認めるときは、雑誌スポンサーとして決定するものとする。

3 教育長は、広告の内容について、修正、削除等が必要なときは、雑誌スポンサーに指示することができる。この場合において、雑誌スポンサーは、正当な理由がある場合を除き、その指示に従わなければならない。

(審査会)

第8条 前条の審査を行うため、大分市民図書館雑誌スポンサー・広告審査会を(以下「審査会」という)を設置する。

2 審査会は、社会教育課課長及び図書館長、次長の職にある者その他社会教育課課長が指名する職員を委員として組織する。

3 審査会に委員長を置き、社会教育課課長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故あるときは、又は委員長が欠けたときは、図書館長がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第9条 審査会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に委員会以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 審査会の庶務は、図書館において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサーの実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。